

令和 5 年 7 月 28 日

第 24 回

出水市農業委員会定例総会議事録

出水市農業委員会

招集日時及び場所

日時 令和5年7月28日
午後1時30分～午後3時25分
場所 出水市役所本庁 大会議室

出欠委員

(1) 出席委員

農業委員

会長 横峯 均

1番	大城 勝司	7番	山口 安任	13番	犬童 正成
2番	樋口 修	8番	小倉 幸夫	14番	田下 勉
3番	福本 悟	9番	尾道 睦雄	15番	福山 勝也
4番	松元 浩文	10番	大塚 雄二	16番	久野 敏朗
5番	大久保 友恵	11番	(欠員)	17番	外園 優
		12番	花園 ハルエ	18番	澤田 泰之

農地利用最適化推進委員

		25番	岩元 慎太郎	29番	吉田 直
21番	田中 智彰			30番	山口 廣喜
22番	中谷 國三			31番	坂元 敦信
23番	澤田 みね子	28番	外 雅夫	32番	花田 初男
24番	三原 仁				

(2) 欠席委員

農業委員

6番 井町 和夫

農地利用最適化推進委員

20番	時吉 大喜	26番	内木場 義友	27番	武宮 豊
-----	-------	-----	--------	-----	------

その他出席者

戸崎、浦崎、倉本、大島、庵

会議に付した事件

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第 2号	農用地利用集積計画について
議案第 3号	農地中間管理権の取得について
議案第 4号	農用地利用配分計画について
議案第 5号	農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について
議案第 6号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第 7号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第 8号	非農地判断について

議長

それでは皆様お疲れさまです。

暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。総会のほうを始めていきたいと思
います。

今日は本当、夏到来という感じで、日中はもうほとんど農作業できないっていうぐらい暑
い日が続いておりますが、健康管理には十分注意されて対処されていることだろうと思いま
す。

ただいまから第24回出水市農業委員会定例総会を開会いたします。

その前にですね、農業委員でございました〇〇〇〇委員が、急遽、若い命を落とされまし
た。

今後、補充かれこれをどうするかというような、地域の方々からいろいろ意見が飛び込ん
でまいります。農業委員の補充につきましては市長部局の人事案件でございますので、御
理解をいただきたいと思います。

それでは本日の出席委員は17名で定足数に達しております。

6番〇〇委員から欠席届が提出されております。

推進委員の出席は10名で、20番〇〇委員、26番〇〇〇委員、27番〇〇委員から欠
席届が提出されております。

議事録署名委員を指名いたします。5番〇〇〇委員、12番〇〇委員を指名いたします。

日程4 会期を本日1日限りといたしますがよろしいでしょうか。

(「異議なし。」と言う者あり。)

会期は本日1日限りといたします。

日程5 諸般の報告

総会後の業務報告等(会長報告、省略)

合意解約等の報告(事務局報告、省略)

議長 それでは付議事件、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 ○○委員、調査の結果報告をお願いいたします。

8番 8番○○です。

7月25日、○○委員、○○推進委員、私、事務局職員で調査、審議した結果を報告します。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、第7-1項から第7-5項までを御報告いたします。

第7-1項、地籍図は、8ページ左側を御覧ください。

申請地は特攻碑公園から北西へ約1.2kmのところにあります。

以前、申請人が養鶏をされていた鶏舎に隣接する畑で、現在は、杉の苗が植えてありました。許可後は苗木を耕作されるとのことでした。申請人との関係は甥です。

第7-2項です。地籍図は8ページ右側を御覧ください。

申請地は、出水高校から西へ約1.1kmのところにあります。

許可後は苗木を耕作されるとのことでありました。申請人は、農業のほか林業にも携わっておられるとのこと、現在、畑に点在する杉や雑木等も利用されるものと推測されました。申請人との関係は他人です。

第7-3項です。地籍図は9ページ左側を御覧ください。

申請地は出水高校から北へ約100mのところがありました。申請地は周囲を宅地に囲まれた一角で、車やトラクターも入れない、かろうじて管理機が通れるような路地奥で、許可後はジャガイモ、大根、カンショを耕作されるとのことでありました。申請人との関係は義理の姉ということでありました。

第7-4、地籍図は9ページ右側を御覧ください。

申請地は、出水市火葬場から南西約150m及び南へ約120mあたりのところにあります。許可後は水稲を耕作されるとのことです。現在も水稲を耕作されていて、周囲にはほかにも申請人が耕作されている田がいくつもあります。申請人との関係は知人ということでありました。

第7-5項、地籍図は、10ページ左側を御覧ください。

申請地は、赤鷄農協から南へ約500mのところにあります。許可後は水稲を耕作されるとのことでありました。現在、管理が行き届いておりました。

以上、所有権移転第7-1項から第7-5項は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 続きまして。○○委員をお願いします。

1番 1番○○です。調査日時は先ほど報告ありましたので省略いたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転、第7-6項から7-10項までを報告いたします。

第7-6項、地籍図は10ページの右側を御覧ください。

申請地は、高尾野小学校から北西へ約1kmのところにあります。許可後はブロッコリーを

耕作されるとのことでした。申請人との関係は、甥です。周りは民家に囲まれており、今は雑草が生えていましたが、管理してくれるのならいいのかなと思いました。

第7-7項、地籍図は11ページの左側を御覧ください。

申請地は高尾野小学校から北西へ約1kmのところにあります。許可後はブロッコリーを耕作されるとのことです。第7-6項の畑の隣の畑で、条件は一緒になります。

第7-8項、地籍図は11ページの右側を御覧ください。

申請地は高尾野小学校から北西約1.1kmのところあります。許可後はカンショを耕作されるとのことでした。申請人との関係は知人です。昔、転用された家が建っていて、その奥のほうの畑をつくられるということでした。

第7-9項、地籍図は12ページ左側を御覧ください。

申請地は、江内小学校から西へ約2kmのところにあります。許可後は、ミカンを耕作されるとのことです。申請人との関係は他人です。

第7-10項、地籍図は12ページ右側を御覧ください。

申請地はツル観測センターから西へ約150m、北西へ約600m及び約1kmのところにあります。許可後は水稲を耕作されるとのことです。

申請人との関係は、義理の親子です。今も管理されている状態できれいにしていました。

以上、所有権移転、第7-6項から第7-10項は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当と判断をいたしました。

議長 事務局並びに調査員の報告を受けました。

御意見御質問をお受けいたします。

14番 14番〇〇です。第7-3項で、年齢的に81歳っていうのもあるんですけど、義理の姉さんということで、そして、もともと土地は全然ないんですけど、これでもやっぱり3条申請で取得、81歳で新規就農。本当でしゃつということですけど、土地は全然なくても買えるのかな、どうなんですかね。

議長 調査員いかがですか。

8番 8番〇〇です。所有権移転の第7-3項ですね。周囲が家に囲まれておりまして、ここはかどっこであります。車も通らないし、トラクターも通らない、そのような、隅っこの場所でありまして、菜園畑としては、いけるけれども、ほかの目的には到底使えないような畑でありました。

議長 事務局、購入できるのかという話ですけれども、そこらについての説明を。

事務局 購入できるのかということで、下限面積のことかと思われるんですが、下限面積のほうは、今年度より撤廃されておりますので、面積的な要件はもうありませんので、面積の面では取得が可能な案件になります。

8番 大変失礼しました。そのことを最初の報告のときに、伝えるべきでありましたけれども、見過ごしておりました。

議長 御意見御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告では全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請については、全件許可と決定いたします。

議長 続きまして議案第2号農用地利用集積計画についてと議案第3号農地中間管理権の取得について、議案第4号農用地利用配分計画についてを一括して議題といたします。

初めに議事参与の制限に該当する委員さんがいらっしゃいますので、8番〇〇委員、18番〇〇委員の退室をお願いいたします。

(8番〇〇委員、18番〇〇委員退室)

議長 それでは事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 〇〇委員、除斥案件の審議結果の報告をお願いします。

1番 1番〇〇です。7月25日〇〇推進委員と事務局職員で審議した結果を報告いたします。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので適当と判断いたしました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見、御質問をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは調査員の報告どおり適当と決定いたします。それでは入室をお願いします。

(8番〇〇委員、18番〇〇委員入室)

議長 それでは事務局、お願いいたします。

事務局 (資料に基づき説明)

議長 事務局の説明が終わりました。〇〇委員、審議結果の報告をお願いいたします。

8番 8番〇〇です。ただいま事務局から説明がありました案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていますので適当と判断いたしました。以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

ございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようでございます。調査員の報告では全件適当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第2号農用地利用集積計画について、議案第3号中間管理権の取得について、議案第4号農用地利用配分計画については全件適当と決定いたします。

議長 次に議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

第1項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第5号 除外第1項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、報告をお願いいたします。

17番 17番〇〇です。7月26日、〇〇委員、〇〇〇〇推進委員と事務局職員で調査した結果を報告いたします。

地籍図は58ページの左側です。

申請地は、西出水町リハショップあいより東へ約130mのところに位置し、不耕作の畑です。

申請面積は、新たに建築条件付き土地6区画分として整備する面積として、2,363㎡であり、妥当だと思われます。造成については、最高で1.8m程度の盛土を行い、隣接地境界にはL型擁壁を設置されるそうです。生活雑排水は下水道、雨水は、道路側溝へ流すとのことでした。農用地区域の外周部に接しており、周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はなく、転用許可の見込みがあると思われ、農用地区域用途区分変更要件を満たしていますので、やむを得ないと判断をしました。

以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

議長 ございませんか。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では、やむを得ないと報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 議案第5号、農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見については、やむを得ないと決定いたします。

議長 続きまして、議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請第7-1項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

9番 9番〇〇です。7月26日、〇〇委員と〇〇〇〇推進委員、事務局職員で調査した結果を報告いたします。

地籍図は60ページの左側になります。

申請地は、緑町、パン工房麦穂から南へ70mほどに位置し、現在は、不耕作の田になっておりました。

申請面積は、アパート1棟分及び駐車場の敷地として642㎡でありますので、妥当だと思います。あわせまして63ページ、5条申請、第7-10項で、駐車場の敷地面積として、217㎡あります。地番が〇〇番〇になります、この地籍図で見ますと、造成については道路から40~50cm低いところにありますから、その分だけ盛土をし、道路面の高さにして使用するという事です。隣接地についてはブロック塀が設置されておりました。

周りは住宅に囲まれたところございまして、この地籍図を見ますと、道路を挟んで向かい側の〇〇番〇〇の田、〇〇番〇の田、ずっと田がありますけれども、確かこの〇〇番〇が不耕作地の田の面積になっている程度で、あとは住宅に全て囲まれておりました。

生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝に流すということで、周辺農地に影響はないと思われました。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないと思われまますので、許可相当と判断をいたしました。

以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第6号、農地法第4条の規定による許可申請については、許可相当と決定いたします。

議長 続きます、議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請第7-1項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

9番 9番○○です。

申請地は、米ノ津町、焼肉の松島、現在閉まっているようですが、その南側というか隣になるところであります。現在不耕作の田ということで、草が生い茂っているところでした。

申請面積は、月極駐車場を設置するというので、説明がありましたように一体利用地として隣の雑種地2筆、69㎡も含めましてですね、432㎡ありますので、妥当だと思います。造成については、若干、高いですから切土を行ってですね、隣接地境界には擁壁が設置されておりました。雨水については自然流下ということになっております。月極の月額はどうなのかとか契約先というのは、何か条件は言ってきたでしょうかね。調査当時、駐車場の月額はどうか、それから契約先があるのか、周りに駐車場も多いところでしたので、そういった条件を出してですね、こちらの事務局のほうに回答が来ているということでした。周辺農地は影響もないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当ということで判断をいたしたところでございます。

以上です。

議長 続いて、第7-2項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第7-2項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

17番 17番○○です。

申請地は、境町、国道3号線沿いの市営プールの手前に、福岡酸素とありますが、その事務所が現在建っているところの南側に位置し、現在は不耕作の畑でございました。

申請面積は、事務所1棟二階建てだそうですが、駐車場も建設する面積とし599㎡であり、妥当であると思われます。

地籍図は65ページ右側です。造成については、1m40cm程度盛土をして、隣接地境界にはL型擁壁を設置されるそうです。生活雑排水は合併浄化槽、雨水は道路側溝を利用されます。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続いて、第7-3項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第7-3項について総会資料により説明)

議長 ○○委員、調査の報告をお願いします。

9番 9番○○です。

申請地は、平和町、瀬涯機工株式会社の北側に位置するところで、地籍図は66ページの左側になります。

申請面積は、工場を増設する面積として、一体利用地として雑種地3筆、2,655㎡を含めまして、合計3,547㎡であり妥当であると思われます。特に申請地のところには道路

も通っておりますが、かなり段差がございましたので、70cm程度の盛土をしまして隣接地境界には、新たにブロック壁を設置するということでありました。生活雑排水は合併浄化槽、雨水については、この図の右側にあります排水路へ流すということで、農地への影響はないと思われまます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続きまして、第7-4項について事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第7-4項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします

17番 17番〇〇です。

地籍図のほうは66ページの右側になります。

申請地は、西出水町、出水高校より西へ130mぐらいのところに位置し、現在は不耕作の畑です。

申請面積は、戸建貸家1棟を建築する面積として、236㎡であり、妥当だと思われまます。造成については、45cm程度盛土を行い、隣接地周囲には新たにブロック塀を設置されるそうです。生活雑排水は下水道、雨水は道路側溝を利用されます。周辺農地への影響はないと思われまます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続きまして、第7-5項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第7-5項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

18番 18番〇〇です。

7月26日、〇〇〇〇委員、事務局職員で調査した結果を報告いたします。

地籍図は、67ページ左側になります。

申請地は高尾野町柴引、高尾野支所より南へ190mほどに位置し、現在は不耕作の畑でした。左側のちょっと広い空白のところは504号線になるようです。

申請面積は一般住宅1棟を建築する敷地面積として306㎡であり、妥当であると思われまます。造成については60cm程度盛土をし、隣接地境界には既にブロック塀があったんですけども、この周りの宅地の方たちのブロック塀なので、独自に境界ブロックを設置して造成を行うとのことでした。生活雑排水は下水道、雨水は西側に道路がありますけど道路側溝を利用されるということでした。御覧の通り、ほとんど宅地になっていて周辺農地への影響はないと思われまます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

議長 続きまして第7-6項について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局 (第7-6項について総会資料により説明)

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、報告をお願いします。

18番 18番〇〇です。

地籍図のほうは67ページの右側です。

申請地は、上知識町、鹿島自治公民館より北東へ50mほどに位置し、現在不耕作の畑でした。

申請面積は戸建貸家3棟を建築する敷地面積として605㎡であり、妥当であると思われます。この申請地の中心の斜線部分〇〇〇番の畑のほうに2棟、東側の小さい斜線部分〇〇〇番の畑のほうに1棟建築予定だそうです。造成については、現状のままということです。生活雑排水は下水道、雨水については道路側溝を利用されるということでした。御覧のようにもう宅地ばかりなので、周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 続きまして、第7-7項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第7-7項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

18番 18番〇〇です。

地籍図は68ページ左側を御覧ください。

申請地は、上知識町、鹿島自治公民館より東へ200mほどに位置しております。現在は不耕作の畑でした。

申請面積は一般住宅1棟を建築する敷地面積として359㎡であり、妥当であると思われます。造成については、40cm程度盛土をし、隣接地境界にはブロック塀を設置するということでした。全て宅地に囲まれていますので、周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 続きまして、第7-8項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第7-8項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

4番 4番〇〇です。

7月26日、〇〇〇〇委員、私、事務局職員で調査した結果を御報告申し上げます。

地籍図は68ページ右側を御覧ください。

申請地は、高尾野町江内、島津橋より西へ80mほどに位置し、現在は不耕作の畑です。

申請面積は、一般住宅1棟を建築するという事で、面積については500㎡であり、妥当と思われます。造成については、今のまま利用しまして地籍図の東側、宅地でございますがそのところをブロックでしますということで、それと西側はU字溝をするということでした。斜線手前が現在申請地でございますが、奥に斜線があるんですが、ここにつきましては、後ほど農地法第3条で申請人が取得するような計画をなされているということをお説明いただきました。生活雑排水につきましては、手前の道路の下水道を利用し、雨水につきましても道路側溝に流すということで説明を受けました。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。
以上です。

議長 続きまして、第7－9項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第7－9項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

17番 17番〇〇です。

第7－9項については、57ページ農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について、除外第1項で説明しましたので省略します。

許可相当と判断しました。

以上です。

議長 続きまして、第7－10項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第7－10項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

9番 9番〇〇です。

申請地は、地籍図は69ページ右側ですが、先ほど、農地法第4条の第7－1項で説明をしましたので詳しくは申し上げませんが、第7－1項で申し上げました隣敷地〇〇番〇と〇〇番〇、この〇〇番〇のところに当てはまると思います。

造成等についても、盛土をして使うということで、雨水等については側溝へ流すということでした。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 続きまして、第7－11項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第7－11項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

17番 17番〇〇です。

申請地は、中央町、出水中学校より南へ100mぐらいのところに位置し、現在は不耕作の畑です。

地籍図は70ページ左側です。

申請面積は、駐車場を設置する面積として210㎡であり、妥当であると思われます。

今まで使用されていた駐車場があったみたいですが、所有者の方から利用させないというようなことで、どうしてもお客様が来たときに停めるところがないということで、その場所を造成して駐車場にされるそうです。造成については、砂利を敷いてそのまま利用し、隣接地境界には新たにブロック塀を設置されるそうです。雨水は既設の側溝を利用して水路に放流されます。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 続きまして、第7－12項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第7-12項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

4番 4番〇〇です。

地籍図につきましては、70ページ右側を御覧ください。

申請地は、高尾野町唐笠木、南方神社より南へ400m行ったところがございます。

現在は不耕作の畑でございます。

申請面積は、一般住宅1棟と通路ということで、面積的に780㎡ということであり、妥当と思われます。この奥は農地法第3条の第7-8項で申請があった手前の申請のところでございます。造成については30cmほど盛土をしまして、周りに新たにブロックを積みますということでございます。畑かんが2か所あるということで、1か所は撤去、1か所は移設ということで説明を受けました。生活雑排水については、右側の道路がございますので、その下水道、雨水については、道路側溝に流すということでございます。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 続きまして、第7-13項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第7-13項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

4番 4番〇〇です。

地籍図は71ページの左側を御覧ください。

申請地は、高尾野町下水流、JA本所より南へ150mほど行ったところに位置しております。現在は不耕作の畑でございます。

申請面積は、事務所並びに一般住宅1棟ということで、1,277㎡であり、妥当と思われます。造成については、50cmほど盛土をするということでございます。周辺をブロック3段積みで計画してございます。生活雑排水は、地籍図の手前の道路がございます。道路に下水道が通っておりますので下水道へ流し、雨水については、道路側溝に流すということでございます。周辺農地への影響はないと思われます。

調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 続きまして、第7-14項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第7-14項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

4番 4番〇〇です。

所有権移転の無償ということで、親子間の話だとお聞きしております。

申請地は、高尾野町下高尾野、パチンコ「高尾野平和」より北西へ250mほどに位置し、現在は不耕作の畑でございます。

申請面積は一般住宅1棟を建築する敷地面積として363㎡で、妥当と思われます。造成

については30cmほど盛土をしまして、隣接地境界については新たにブロックを積むということでございます。畑ということで地籍図の左側に、道路を4mほど、奥の畑に出入りするところを設けるということございました。生活雑排水につきましては、申請地の手前の道路がございますので下水道、雨水については、道路側溝を利用するということでございます。周辺農地への影響はないと思われま

す。調査の結果、農地区分と転用目的に問題はないので、許可相当と判断いたしました。

以上です。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

ないようです。調査員の報告では、全件許可相当と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第7号、農地法第5条の規定による許可申請につきましては、全件許可相当と決定いたします。

議長 議案第8号、非農地判断についてを議題といたします。
事務局の説明をお願いします。

事務局 (議案第8号、非農地判断第7-1項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

18番 18番〇〇です。

地籍図は74ページ左側になります。

申請地は、高尾野町下水流、株式会社タケマンより北へ600mほどに位置し、現在は不耕作の畑になっています。申請地は竹や雑木が生い茂っておりまして、周囲の状況から見て申請どおりの年月が経過していると思われ、農地への復元は困難な状態です。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしますので承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして、第7-2項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第7-2項について総会資料により説明)

議長 事務局の説明が終わりました。

〇〇委員、調査の報告をお願いします。

18番 18番〇〇です。

地籍図は74ページの右側になります。

申請地は、高尾野町下水流、第7-1項の申請地から東へ100mほどのすぐ近くにございました。申請地にはすでに住宅が建っていて、以前は人が住まれていたんじゃないかなって思うんですけど、浄化槽とかが置いてあって、排水、雨水とかは、北側が道路になっているんですけど道路側溝に出るようにつくられていました。で、南側の田んぼとかはまだ、耕作されているんですけど、南側に細い白い通路みたいなものがあるんですが、これがこの田んぼの水路になっていて、耕作できるようになっていました。周囲の状況から見て申請どおりの年月が経過していると思われ、農地への復元は困難な状況でした。

調査の結果、非農地として承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、第7-3項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第7-3項について総会資料により説明)

議長 〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

9番 9番〇〇です。

申請地は、上鯖淵の出水クリーン株式会社から西へ80mとしてありますが、ちょうど処理場の下あたりになるところであります。孟宗竹の竹林というふうになっておりました。立会人の方、45年ぐらい前にこちらに嫁いできたけど、来たときからもう竹山であったというようなことでありまして、ここにありますように、いつからとか不詳であります。

周囲の状況から見て、申請どおりの年月というか、それを経過していると思われまして。

もちろん孟宗竹林で整備されておりまして、農地への復元は困難な状況だと思われまして。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断しました。

議長 続きまして、第7-4項について事務局の説明をお願いします。

事務局 (第7-4項について総会資料により説明)

議長 〇〇委員、調査の報告をお願いいたします。

4番 4番〇〇です。

申請地は、野田町下名、コスモス野田店より北へ50mほど行ったところの、現在は不耕作の畑でございました。

地籍図につきましては、75ページ右側を御覧ください。家の裏には排水路がございました。ところどころ雑木が生えておりました。周辺の状況から見みて、申請どおり年月も経過しており、農地への復元は困難と判断しました。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。以上です。

議長 続きまして第7-5項について、事務局の説明をお願いします。

事務局 (第7-5項について総会資料により説明)

議長 〇〇委員、調査の報告をお願いします。

4番 4番〇〇です。

申請地は、高尾野町江内、椎木自動車工場より西へ150mぐらい行ったところと、野村畜産の農場より南へ500m行ったところの不耕作の畑でございました。全体で4筆ございます。申請地は山林化しており、申請地までは行けなくてですね、立会人の航空写真で判断をさせていただきました。申請どおり年月を経過していると思われれます。農地への復元は困難と判断しました。

調査の結果、非農地としての承認要件を満たしていますので、承認と判断いたしました。

議長 事務局、調査員の報告が終わりました。

御意見、御質問をお受けいたします。

(「なし」の声)

議長 ないようです。調査員の報告では全件承認と報告されましたが、そのように決定してよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは議案第8号、非農地判断については、全件承認と決定いたします。

議長 続きます、その他について、皆さん方から何かございませんか。
ないようです。それでは、事務局のほうから農業委員の欠員補充について説明をお願いします。

(その他)

○委員の補充について

局長 総会の冒頭、会長のほうから死亡による委員の欠員の報告がありましたが、その補充について説明します。規則のほうで定数の3分の1を超える欠員となった場合は速やかに補充するということになっています。今回、1人欠員ですので、補充はせず、このままの体制でいくということになります。

議長 説明が終わりました。今回補充はなしということで、御理解いただけたらと思います。残りの任期が1年ほどありますけれども、このままの体制でいくということによろしいでしょうか。

(「はい」の声)

議長 それでは、そのように決定をさせていただきます。

そのほか、再び事務局からお願いします。

○令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について(事務局説明 省略)

○令和5年度農地パトロール(利用状況調査)実施要項案について(事務局説明 省略)

○令和5年度地区別農業委員会農地利用最適化推進会議について(事務局説明 省略)

議長 本日の全ての日程が終了しました。以上をもちまして、第24回出水市農業委員会定例総会を終了いたします。お疲れさまでした。

出水市農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名押印する。

会 長

印

番

印

番

印